

宮崎県宿泊事業者感染拡大防止対策等に係る支援について

宿泊事業者が取り組む新型コロナウイルス感染拡大防止対策や新たな需要に対応するための前向きな取組を支援します。

1 補助対象者等

(1) 補助対象者

- 旅館業法の許可を得て、現在、宮崎県内に所在する宿泊施設を営業している者（事業者）が対象となります。
- ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者（いわゆるラブホテルなど）は対象外とします。

(2) 補助対象経費

- 以下の取組に対する経費の一部を支援します。なお、令和2年5月14日以降の支出経費については、既に支払い済の費用についても支援対象とします。
 - ① 感染拡大防止対策に要する経費（感染症対策に資する物品の購入等）
 - ・ 感染拡大予防ガイドライン等に対応するために必要な設備、機器、必需品の導入等に要する経費
 - ・ 感染症対策の専門家による検証費用 等
 - ② 新たな需要に対応するための取組に要する経費（前向き投資に要する経費）
 - ・ ワークーションスペースの設置や非接触チェックインシステムの導入等、新たな需要に対応するための取組に要する経費
 - ・ M I C Eにおけるオンライン会議の開催環境整備費用 等
- ただし、既に国や普通地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1号に規定する普通地方公共団体）及び宮崎県観光協会の他の補助金の交付を受けている又は受ける予定の経費については対象外とします。

2 補助率等

(1) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(2) 補助上限額

- 1施設あたりの客室定員数に応じて補助の上限額を以下のとおりとします。
- なお、客室定員数は、現に旅館業法上で届出がなされている収容定員数とします。

宿泊施設の客室定員数	補助上限額（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）	上限額の交付を受けるために必要な自己負担額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	上限額の交付を受けるために必要な総事業費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
300人以上	750万円	350万円以上	1,100万円以上
100人～299人	600万円	280万円以上	880万円以上
50人～99人	450万円	210万円以上	660万円以上
49人以下	300万円	140万円以上	440万円以上

3 補助対象期間

(1) 補助対象期間

- 令和2年5月14日から令和3年12月31日までの間に事業が完了※する取組を対象とします。

※ 「事業が完了する」とは、補助対象者（宿泊事業者）から補助対象経費に係る各事業者への支払及び納品が終了するまでのことをいいます。

4 補助金の申請等について

(1) 申請書類

- ① 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 旅館業許可書の写し
- ③ 誓約書（別記様式第2号）
- ④ 事業計画書（別記様式第3号）
- ⑤ 領収書又は見積書など補助対象経費の内訳がわかるものの写し
- ⑥ その他必要と認める書類

(2) 申請期間

令和3年7月12日（月）～令和3年9月30日（木）

(3) 書類の送付先等

- 宿泊施設の所在地毎に指定する感染防止対策等支援事務局に申請書類を提出して下さい。
- また、申請書類の記載方法などについても、各事務局へお問い合わせ下さい。

送付先	事務局住所等	宿泊施設所在地市町村
宮崎事務局	〒880-0811 宮崎市錦町 1-10 グリーンスフィア壱番館 7 階 電話：0985-22-3661 0985-24-4730 FAX：0985-23-0715 受付時間：平日 9:00～17:00	宮崎市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
都城支部事務局	〒885-0006 都城市吉尾町 766-1 サコマアパート 201 号 電話：0986-51-8205 FAX：0986-51-8210 電話、FAX 共 7/27 開通 開通するまでは事務局専用携帯 (090-4340-0132) 受付時間：平日 9:00～17:00	都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町
延岡支部事務局	〒882-0053 延岡市幸町 1 丁目 6 電話：0982-20-7304 FAX：0982-20-7434 電話、FAX 共 7/29 開通 開通するまでは旅館兼六園に連絡 (電話 0982-32-2442) 受付時間：平日 9:00～17:00	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
日南支部事務局	〒889-2402 日南市北郷町郷之原甲 2850-1 蜂之巣公園内 電話：0987-55-2700 FAX：0987-55-2110 受付時間：平日 9:00～17:00	日南市、串間市

(4) その他

申請書の作成・提出に当たり、不明な点、疑問等がある場合は、各事務局へお問い合わせ下さい。

5 補助金の交付決定について

- 申請内容書類を元に上記4(3)の各事務局で確認の上、公益財団法人宮崎県観光協会において審査を行い、適正と認められれば、交付決定通知書を郵送します。
- 交付決定通知書の郵送までには申請書を受領（必要書類が全て揃い、記載内容に誤りがないことを確認できた時点）後、2～3週間程度かかります。

6 事業内容の変更に係る変更申請等について

- 交付決定を受けた後で、以下のいずれかに該当するときは、事前に補助金変更交付申請書（別記様式第5号）を提出してください。

（補助金変更交付申請書の提出が必要な場合）

- ① 補助対象経費の増額又は補助対象経費の30%を超える額の減額
- ② 1の①感染拡大防止対策に要する経費、②新たな需要に対応するための取組に要する経費に掲げる経費間のいずれか少ない額の30%を越える経費の配分の変更

例) 当初：①感染防止対策 100万円、②新たな需要対応 50万円 計 150万円

変更：①感染防止対策 130万円、②新たな需要対応 20万円 計 150万円

当初のいずれか少ない方の30% → 50万円×30% = 15万円 を超える配分変更のため、変更交付申請が必要。

- ③ 補助対象経費のうち1の②新たな需要に対応するための取組に要する経費の内容の変更
- 変更申請を受けずに、事業を実施した場合、補助金の交付を受けられないことがありますので、ご注意下さい。

7 実績報告及び補助金の支払いについて

(1) 実績報告の提出

- 交付決定を受けた事業が完了した場合、実績報告書の提出が必要です。
- 事業完了の日（交付申請の日までに事業が完了している場合には交付決定の日）から起算して30日を経過した日、または令和4年1月21日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。
 - ① 事業実績報告書（別記様式第8号）

② 領収書又はレシートなど補助対象経費の内訳がわかるものの写し

③ 補助事業の実施内容が分かる写真（消耗品は除く。）

(2) 書類の送付先

書類の送付先は4 (3) と同じです。

(3) 精算払いに係る補助金の支払い

○ 実績報告書を元に上記4 (3) の各事務局で内容を確認の上、公益財団法人宮崎県観光協会において審査を行い、適正と認められれば、補助金の額を確定し確定通知書を郵送します。

○ 確定通知書を受領した補助対象者は、精算払請求書（別記様式第10号）を上記4 (3) に提出して下さい。

○ 請求書受領後、不備がなければ2～3週間程度でお支払いします。

(4) 概算払いに係る補助金の支払い

○ 令和2年5月14日から令和3年3月31日までに完了している事業について、概算払い（一部先払い）による支払を希望する場合は、5の補助金の交付決定通知書を受領後、概算払請求書（別記様式第10号）を上記4 (3) に提出して下さい。

○ 請求書受領後、不備がなければ2～3週間程度でお支払いします。

○ なお、概算払いできる経費は、令和2年5月14日から令和3年3月31日までに完了している事業についてのみであり、令和3年4月1日以降の事業については、精算払い（後払い）による支払となります。

8 その他

(1) 事業の中止または廃止について

交付決定を受けた事業を中止または廃止する場合は、速やかに中止・廃止届出書（別記様式第7号）を事務局に提出してください。

(2) 補助金の経理

補助事業者は、今回の補助金の経理を明らかにする帳簿等を作成し、それらの書類を令和9年3月31日まで保存して下さい。

(3) 財産処分の制限

- 補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、宮崎県観光協会会長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはなりません。
- ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りではありません。

(4) その他

本補助金に係る必要書類等の提出、事業実施に当たっては、事前に「宮崎県宿泊事業者感染拡大防止対策等に係る支援について（本文書）」、「宮崎県宿泊事業者感染拡大防止対策等支援事業費補助金交付要綱」、「宮崎県宿泊事業者感染拡大防止対策等支援事業 Q & A」を必ずお読み下さい。

【本補助金に関するお問い合わせ】

①書類の記載方法や提出方法について

感染防止対策等支援事務局

問合せ先	事務局住所等	宿泊施設所在地市町村
宮崎事務局	〒880-0811 宮崎市錦町 1-10 グリーンスフィア壱番館 7 階 電話：0985-22-3661 0985-24-4730 FAX：0985-23-0715 受付時間：平日 9:00～17:00	宮崎市、西都市、国富町、綾町、 高鍋町、新富町、西米良村、木城町、 川南町、都農町、高千穂町、 日之影町、五ヶ瀬町
都城支部 事務局	〒885-0006 都城市吉尾町 766-1 サコマアパート 201 号 電話：0986-51-8205 FAX：0986-51-8210 電話、FAX 共 7/27 開通 開通するまでは事務局専用携 帯 (090-4340-0132) 受付時間：平日 9:00～17:00	都城市、小林市、えびの市、三股町、 高原町
延岡支部 事務局	〒882-0053 延岡市幸町 1 丁目 6 電話：0982-20-7304 FAX：0982-20-7434 電話、FAX 共 7/29 開通 開通するまでは旅館兼六園に 連絡 (電話 0982-32-2442) 受付時間：平日 9:00～17:00	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、 椎葉村、美郷町
日南支部 事務局	〒889-2402 日南市北郷町郷之原甲 2850- 1 蜂之巣公園内 電話：0987-55-2700 FAX：0987-55-2110 受付時間：平日 9:00～17:00	日南市、串間市

②本補助金制度全般に関すること

公益財団法人宮崎県観光協会

電 話：0985-26-6100

F A X：0985-26-6123

代表メール：info@kanko-miyazaki.jp

住 所：宮崎市錦町 1 番 10 号 宮崎グリーンスフィア壱番館 3 階